

令和 8 年度 端末購入支援金を申請した皆さまへ
追加申請受付のご案内 | 必要な方だけ申請してください

東京都教育委員会

最初に確認：追加申請は「全員が行う手続」ではありません。負担額通知書の内容どおりで問題ない方は、追加申請不要です。

ご自宅に郵送された負担額通知書については、内容をご確認の上、まずは記載された金額をお支払いください。

追加申請とは：当初申請時に補助の申請や確認書類の提出が完了していなかった方等が、負担額通知書に記載された保護者負担額を一旦支払った後、改めて申請し、審査の上、追加で認定された支援金額の支給を受ける手続です。

あなたは追加申請が必要ですか？

追加申請 不要	または	追加申請 必要
次のすべてに該当する方 ・ 多子世帯補助の申請漏れがない ・ 確認書類を期限までに提出済みで、不備等による再提出も不要 ・ EC サイトで給付型奨学金（端末購入補助）を申請済み ・ 通知書の保護者負担額に変更が不要		次のいずれかに該当する方 ・ EC サイトで多子世帯補助の申請を忘れていた ・ 確認書類の提出が期限に間に合わなかった ・ 書類不備の再提出が間に合わなかった ・ EC サイトで給付型奨学金（端末購入補助）の申請を忘れていた ・ 端末購入後に対象者であることが判明した

※多子世帯補助金又は給付型奨学金（端末購入補助）の申請・登録状況が分からない場合や不安がある場合は、追加申請が不要と思われる場合であっても、念のため、各都立学校の経営企画室窓口へ最新の状況をご確認ください。

迷ったときの確認フロー（具体例）

確認すること	具体例	対応
① 通知書の金額に変更が必要ですか。	例：多子世帯補助を申請しておらず、負担額通知書の金額が 3 万円のままだになっている。	追加申請が必要です。ご自宅に郵送された負担額通知書については、内容をご確認の上、まずは記載された金額をお支払いください。（後日請求書が届きます）
② 多子世帯補助に関する確認書類等の提出・再提出が令和 8 年 7 月 21 日までに間に合いましたか。	例：多子世帯の確認書類を期限までに提出できなかった／不備の再提出が間に合わなかった。	追加申請が必要です。ご自宅に郵送された負担額通知書については、内容をご確認の上、まずは記載された金額をお支払いください。（後日請求書が届きます）
③ 給付型奨学金の対象ですか。	例：端末購入後に、給付型奨学金（端末購入補助）の対象であることが分かった。	追加申請が必要です。ご自宅に郵送された負担額通知書については、内容をご確認の上、まずは記載された金額をお支払いください。（後日請求書が届きます）
④ 変更がない場合	例：申請漏れ・書類未提出・不備再提出がなく、負担額通知書の内容どおりでよい。	追加申請は不要です。ご自宅に郵送された負担額通知書については、内容をご確認の上、まずは記載された金額をお支払いください。（後日請求書が届きます）

注意：学校指定端末以外を購入した方、又はオンライン申請が難しい方は、各都立学校の経営企画室窓口へお問い合わせください。追加申請対象でも、ご自宅に郵送された負担額通知書については、内容をご確認の上、まずは記載された金額をお支払いください。（後日請求書が届きます）

受付期間・申請方法

受付期間	令和 8 年 9 月 1 日（火曜日）から令和 9 年 2 月 26 日（金曜日）まで
申請方法	原則、端末購入支援金申請サイトから申請してください。 https://sumasuku2026shien.metro.tokyo.lg.jp/  申請サイトはこちらの QR コードから読み取ることができます。
オンライン申請が難しい場合	家庭でインターネット環境が利用できない等の事情がある場合は、各都立学校の経営企画室窓口へお問い合わせください。申請用紙を受取り、各都立学校の経営企画室を通じて提出します。
支給の流れ	追加申請の内容を審査し、認定された支援金相当額を指定口座へ振込みにより支給します。令和 8 年度中に、順次事務処理を行う予定です。

よくある質問（問い合わせ前にご確認ください）

Q1 追加申請は必ず行う必要がありますか？	いいえ。負担額通知書の内容どおりで変更がない場合は、追加申請不要です。本来は多子世帯補助や給付型奨学金（端末購入補助）の対象であるにもかかわらず、申請漏れ・書類未提出等により通知書の内容を変更する必要がある場合のみ申請してください。
Q2 負担額通知書はいつ届きますか？	申請内容の審査状況に応じて、令和 8 年 9 月以降、順次発送予定です。なお給付型奨学金（端末購入補助）を申請している場合は、認定結果の確認後に審査・発送を行うため、11 月中旬頃以降となる見込みです。（後日請求書が届きます）
Q3 追加申請の対象でも、先に支払いが必要ですか？	はい。追加申請の対象となる場合でも、ご自宅に郵送された負担額通知書については、内容をご確認の上、まずは記載された金額をお支払いください。その後、追加申請の内容を審査し、認定された支援金相当額を指定口座へ振込みます。
Q4 追加申請が認定された場合の支給額の例は？	事例① 多子世帯補助の確認書類が期限に間に合わず、通知書に 3 万円の保護者負担額が記載。その後、多子世帯補助の追加申請が認定。⇒ 支給金額：15,000 円 事例② 多子世帯補助認定後、通知書に 15,000 円の保護者負担額が記載。その後、家計急変により給付型奨学金（端末購入補助）の追加申請が認定。⇒ 支給金額：15,000 円 事例③ 保護者負担額補助のみ認定され通知書に 30,000 円の保護者負担額が記載。その後、給付型奨学金（端末購入補助）の対象と判明し追加申請が認定。⇒ 支給金額：30,000 円
Q5 申請サイトが使えない場合はどうすればよいですか？	家庭でオンライン申請ができない等の事情がある場合は、各都立学校の経営企画室窓口へお問い合わせください。申請用紙を受け取り、学校を通じて提出します。

留意事項：多子世帯補助の添付書類について

多子世帯補助の添付書類として、マイナンバーカード（表面）の画像が提出される事例がありますが、表面のみでは扶養状況を客観的に確認できません。確認書類としては、住民票の写し又は戸籍謄本（全部事項証明書等）の提出をお願いします。個人情報保護及び情報漏えい防止の観点からも、マイナンバーカード画像の提出は差し控えてください。

お問い合わせ先

申請手続・負担額通知書	端末購入支援金申請ヘルプデスク（株式会社ボックスグループ） 平日 9:00～18:00（土日祝日及び年末年始を除く） ※負担額通知書の発送事務処理及びヘルプデスク運営は、東京都教育委員会の委託を受け、株式会社ボックスグループが行っています。 令和 8 年 5 月 25 日(月)から令和 9 年 3 月 26 日(金)まで 電話：03-6636-5675 メール：support@sumasuku2026shien.metro.tokyo.lg.jp
端末購入支援金の制度全般	東京都教育庁企画部デジタル推進課（端末整備担当） 電話：03-5320-7477（平日 9:00～17:45） メール：kyoiku_seito_pc@section.metro.tokyo.jp